

平成 28 年度第 1 回 江南市個人情報保護審議会 議事録

- 日 時 平成 28 年 8 月 4 日（木）午前 10 時 30 分～午前 11 時 30 分
 - 場 所 市役所 2 階 大会議室（南）
 - 委 員 出席委員 4 名（浅野總一郎、倉知正憲、村瀬徳行、矢野和雄）
 - 傍聴者数 0 人
 - 資 料 資料
 - ・申請者情報、個人情報所管課の意見及び個人情報を取り扱う事業の関係課の意見
- 別紙
- ・申請者情報①～⑤

■会長あいさつ・総務部長あいさつ

●議題 区・町内会で行う敬老事業に伴う個人情報の提供について

高 齢 者

生きがい課長 (資料に基づき説明)

委 員 必要とする情報に世帯主名があるが、なぜか。

高 齢 者

生きがい課長 区・町内会に確認をしているわけではないが、案内状を配布するにあたり、配布しやすいからだと思われる。

委 員 近隣の地方公共団体の状況はどうか。

高 齢 者

生きがい課長 近隣の地方公共団体の状況までは確認していない。

委 員 市民サービス課としては、どのように考えているのか。

市 民

サービス課長 調べてみたところ、閲覧で対応している地方公共団体もあるようである。閲覧することは問題ないと考えている。

委 員 住民基本台帳法では閲覧が認められているが、今回の申請は個人情報を提供して欲しいということであるので、江南市個人情報保護条例にあるように、公益上の必要性その他相当な理由に該当するかどうか議論の焦点であると考えます。

市 民

サービス課長 市民サービス課としては、本人の同意が無いのに個人情報を提供することは、いかがなものかと考えている。

高 齢 者

生きがい課長 敬老会の事業については、公益性が高いと考えているが、だからといって、個人情報を提供することは賛成であるとまでは言えない。

委 員 区・町内会によっては、独自に名簿を作成しているところもあるが、拒否する人もいるだろうから完璧な名簿ではないと思うが、区・町内会独自の名簿で対応できないのか。また、申請している区・町内会は、独自名簿を持っていないのか。

高 齢 者

生きがい課長 区・町内会独自の名簿を作成していることはあり得るが、その名簿から対象者を選定する作業は大変な労力を要すると思われる。

委 員 市の敬老会の事業は、どのような対応をしているのか。

高 齢 者

生きがい課長 市の事業であるため、住民基本台帳の情報を利用している。

委 員 仮に、区・町内会主催の敬老会事業を目的に、区・町内会から閲覧申請があった場合はどうなるのか。

市 民

サービス課長 敬老会事業であれば、認めることになる。

委 員 区・町内会が行う敬老会事業に伴う個人情報の提供の申請は、今回が初めてなのか。

高 齢 者

生きがい課長 昨年度以前も申請があり、慣例的に情報を提供していた。今年度の申請が5件と多く、改めて個人情報の観点から考えたときに、個人情報を提供するのはいかがなものかと判断し、審議会に諮ることとなった。

委 員 今までもあったということであるが、高齢者生きがい課に申請があったのか。

高 齢 者

生きがい課長 高齢者生きがい課で申請を受け付けていた。

委 員 昨年度まで情報提供をしてきて、今年度から情報提供することができないというのは、区・町内会に対して説明しにくいのではないか。

委 員 昨年度まで情報提供をしてきたとしても、個人情報に対する市民意識の変化により、今年度からは情報提供しないということも、あり得るのではないか。

委 員 昨年度まで情報提供をしてきたということであるが、高齢者生きがい課としては、区・町内会の事業について、どのように関わっているのか。市の事業の補完的なものであるのか。

高 齢 者

生きがい課長 個人情報の提供はしていたが、事業については関わっていない。調べてみると、敬老会事業そのものを区・町内会に委託している自治体もあるようだが、今のところ、江南市では委託することまでは考えていない。

委 員 情報を提供するとしても、区・町内会に対して、誰が管理するのか、誰が使用するのかといった個人情報の取扱いについての誓約書を提出させるなど条件を付すことが必要ではないか。ただ、区・町内会独自の名簿があるのであれば、回覧などで敬老会を周知して区・町内会で対象者を調べることは可能だと思われる。

委 員 情報を提供するとしても、世帯主は提供すべきではない。提供する情報は、申請のあった区・町内会すべて統一すべきである。

委員 近隣の地方公共団体の状況など判断材料が少ないため、個人情報の提供については、消極的な考えである。

会長 区・町内会における敬老事業については、公益上の必要性が認められないわけではないが、申請内容からは敬老事業の対象者等が不明確であり、区・町内会に参加していない住民の個人情報の提供も求められているとも解され、個人情報を提供した場合の情報漏えいや、区・町内会の個人情報の取扱いの手続きの問題などを考慮し、審議会としては認めないこととする。

28 江 個 審 答 申 第 1 号

平成 28 年 8 月 10 日

江南市長 澤田 和延 様

江南市個人情報保護審議会

会 長 浅 野 總一郎

区・町内会で行う敬老事業に伴う個人情報の提供について（答申）

平成 28 年 7 月 22 日付け 28 江高第 180 号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

区・町内会で行う敬老事業に伴う個人情報の提供について

2 審議結果

本諮問について、下記の理由により、公益上の必要その他相当な理由があると判断することが困難であるため、江南市個人情報保護条例第 8 条第 2 項に規定する利用及び提供の制限の原則の例外事項としては認めないものとする。

記

- ・区・町内会に個人情報を提供する場合について、情報漏えいの防止策が十分に講じられているとは考えられず、また、万一、区・町内会から個人情報が漏えいしたときの対策が不明確である。
- ・住民基本台帳法における閲覧は可能であるが、それ以外の方法は可能であるとは考えにくいという江南市の見解に対して、近隣の地方公共団体の状況が不明であるなど判断材料が少ない状況では、個人情報保護の観点から、提供できるとする判断が導き出せない。